

河東地区コミュニティバス運営委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、河東地区コミュニティバス運営委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、市内に在住し、公共交通機関利用が困難な地域住民の交通支援のためコミュニティバスの円滑な運行計画を作成することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的達成のため、次の業務を行う。

- (1) コミュニティバス運行ルート及びバス停位置の決定
- (2) コミュニティバス時刻表の作成
- (3) 市民への周知
- (4) その他目的達成に必要な事項

(役員及び任務)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 運行部長 1名
- (4) 委員 16名

2 委員長は、河東地区コミュニティ運営協議会会長が兼務し、会務を統括する。

3 副委員長は、河東地区コミュニティ運営協議会副会長が兼務し、会長を補佐する。

4 運行部長は、委員の中から選出し、委員会に提出する前条業務案をアドバイザー等の助言を受けて策定する。

5 委員は自治会長若しくは、自治会より選任された代表者とし、運行部長を補佐する。

第5条 事務局は、河東地区コミュニティ運営協議会事務局が兼務し、委員会の事務処理及び運営の円滑化を補佐する。

(組織)

第6条 委員会は前条役員をもって組織する。